

車やバイクの自賠責保険の加入手続きは、当事務所へ！粗品（上質タオル）をご進呈します！
 ~当事務所は朝日火災海上・取扱い代理店として、e-JIBAI接続サービス利用を12月より開始~



「47都道府県それぞれ違った運用で、これが日本という同じ国の許可制度と言えるのか…?」と全国会議の最後に担当部長の総括がありました。10/3に東京で開かれた行政書士会の建設業担当者連絡会での事です。大分県の唯一人の代表として当事務所から出席しましたが、各県からの報告を聞いて驚きました。例えば許可後の届出を求めた建設業法第11条変更届。

自治体で不公平な許可事務！
 バラバラの運用、判明！

この許可は業者の経営内容についての一般の方への情報提供が大きな目的ですから、毎決算期後の「営業年度報告」を義務付けており、厳しい罰則もあります。しかし各県の運用は様々で「2年続けて未提出だと、廃業届の用紙を同封して警告書が県から郵送される」(宮崎)「5年分未提出だと許可の更新が出来ない」(北海道・山口・高知)「未提出の場合、許可更新の受付はするが、許可証は届出提出後に交付…」(福岡)といった状況。これでは不公平ですね。



「国交省での会議で、居合わせた厚労省の役人に感想を聞いたところ”正直言って迷惑…”との意外な反応が返ってきた」と同じ書士会の連絡会で担当部長から余談として報告されました。今月から確認が始まった社保未加入対策の話です。「建設産業の…企業間の健全な競争環境を構築するため」に国交省の旗振りで準備されてきた対策ですが、中身は①許可申請時と経審での確認と加入を証明する書類②業者団

体の「標準見積書」を活用③特定建設業者が作成する「施工体制台帳」や下請が元請に提出する「再下請負通知書」への記載…等での審査です。中小業者にとって社保料は負担が大きく、徴収がとても大変な事を一番よく知っているのは厚労省。

厚労省の本音か溜息か 社保強制の旗の陰で…

消費税UPと不景気で、経営難や資金繰り難に直面する業者が増加すれば、厳しい結果になる事を肌で知っている厚労省役人の溜息と見えます。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
 ★「弁護士・西馬、成功のヒント！」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★